

佐倉市地球温暖化対策地域推進計画（素案）の概要

序章 計画策定の基本的事項

（１）計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条に基づき、佐倉市の自然的社会的条件に応じた、総合的かつ計画的な施策を策定するものです。

（２）計画の位置づけ

佐倉市環境基本計画はもとより、佐倉市総合計画をはじめとする、市の各個別の計画との連携により推進されるものです。

（３）計画の期間及び基準年

期間は、2008（平成 20）年度～2017（平成 29）年度、中間目標年度を 2012（平成 24）年度とします。

基準年度は、1990（平成 2）年度とします。

（４）対象となる地域と取り組み主体

対象地域は佐倉市全域とします。

取り組み主体は、市民、事業者、市の三者で、協働で推進していきます。

（５）対象となる温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条第 3 項に規定する 6 ガスを対象とします。

- ・二酸化炭素
- ・メタン
- ・一酸化二窒素
- ・ハイドロフルオロカーボン
- ・パーフルオロカーボン
- ・六フッ化硫黄

第 1 章 地球温暖化問題とは

地球温暖化問題の基礎知識を載せています。

第 2 章 佐倉市から排出される温室効果ガスの状況

（１）佐倉市から排出される温室効果ガスの状況

2005 年度に佐倉市から排出された温室効果ガス排出量は 110 万トン CO₂ であり、1990 年度と比較すると約 24%の増加となっています。排出されている温室

効果ガスのうち、90%以上を二酸化炭素が占めています。

(2) 二酸化炭素排出量の部門別内訳と推移

佐倉市の二酸化炭素排出量の内訳は、産業部門、民生部門、運輸部門が、おのおの各30%となっています。さらに、運輸部門のほとんどを自動車が占め、そのうち57%が自家用自動車から排出されていると推計されます。これを民生部門の家庭系と合算すると、自動車利用を含めた家庭系からの排出量は約4割を占めます。

二酸化炭素排出量について、1990年度と2005年度を比較すると、約25%増加しています。その内訳は、産業部門が大きく減少し、民生部門、運輸部門、廃棄物部門は増加しています。

また、市民一人当たりで換算すると、1990年度は5.59トン/人、2005年度は5.73トン/人と微増しています。

第3章 佐倉市における温室効果ガス削減目標

(1) 佐倉市における温室効果ガス削減目標の設定にあたって

日本全体の温室効果ガス排出量の削減目標は「1990年比の6%削減(2008年~2012年)」ですが、住宅団地、工業団地が開発されてきた経緯等を考慮すると、佐倉市でこれを実践するのは厳しい状況です。

このような状況を踏まえ、佐倉市では、京都議定書目標達成計画に向けた三者協働による方針を明らかにし、温室効果ガスの削減目標を設定し、温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進します。

(2) 京都議定書目標達成計画に向けた佐倉市の方針

「佐倉の豊かな水と緑の恩恵を次世代に残していくためにも、市民・事業者・市が一丸となって地球温暖化の防止に向かって挑戦していこう」

(3) 佐倉市における温室効果ガス削減目標および具体的な取り組み

「中間目標年度を目途に、佐倉市の60%以上の世帯においてエコライフ行動が認識・実践されるまちをつくり、2005年度の排出量を超えないようにします。」

なお、産業部門については、(社)日本経済団体連合会における自主行動計画、また廃棄物部門については、佐倉市一般廃棄物処理基本計画における取り組みや目標に準じて、推進・促進していきます。

佐倉市がまず取り組む事業

・(仮称)佐倉市環境家計簿活用推進事業

- ・(仮称)佐倉市エコライフ推進員制度事業
- ・(仮称)環境にやさしい事業者連絡会設置事業
- ・(仮称)エコドライブ推進事業

第4章 市の温室効果ガス排出の削減等に向けた施策

(1) 自動車の使用による温室効果ガス排出の削減に向けて

佐倉市での温室効果ガス排出要因のうち、大きいものの一つが自動車です。

市は、自動車による温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進していくものとし、

(2) 市民・事業者の活動による温室効果ガス排出の削減に向けて

市は、団体と連携しつつ、市民・事業者の環境配慮行動を促進していくものとし、

(3) 水と緑の創出・保全に向けて

印旛沼の水や丘陵地を中心とした緑について、保全・創出していくこととします。

(4) 異常気象の顕著化を念頭においた防災対策

異常気象が身近に感じられ、地球温暖化の進行が実感されています。

異常気象による災害や事故などの対策も視野に入れたまちづくりを行っていくものとし、

(5) 佐倉市役所の市内一事業体としての率先した取り組みに向けて

今後も、佐倉市役所環境マネジメントシステムの運用により、佐倉市の事務・事業における環境配慮を行っていきます。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、「佐倉市地球温暖化防止実行計画」を策定し、推進していくものとし、

第5章 市民・事業者の温室効果ガス排出の削減に向けた取り組み(例)

(1) 市民の取り組み(例)

- ・日々の生活における省資源・省エネルギーライフを实践しよう
- ・衣類の購入・着用から省エネルギーを实践しよう
- ・食事から考えられる省エネルギー対策を实践しよう
- ・交通における省エネルギー対策を实践しよう

(2) 事業者の取り組み(例)

- ・環境に配慮した事業活動の推進
- ・事業所における省エネルギー化の推進
- ・移動における環境配慮の推進
- ・廃棄物の削減

第6章 計画の推進

(1) 施策の推進および目標管理

本計画に掲げた施策については、庁内の佐倉市地球温暖化防止対策検討会議において、実施・推進を管理・決定していきます。

「中間目標年度を目途に、佐倉市の60%以上の世帯においてエコライフ行動が認識・実践されるまちをつくり、2005年度の排出量を超えないようにします。」という目標については、アンケート調査を実施し、管理していきます。

中間目標年度において、温室効果ガス排出量の状況について把握するものとします。

これらの調査結果については、公表するものとします。

(2) 地域における行動の推進

「(仮称)佐倉市地球温暖化対策地域協議会」を設置していきます。

資料1 佐倉市の概況

資料2 京都議定書目標達成計画の骨子

資料3 温室効果ガス排出量算定手法

資料4 2017年度予測手法

資料5 出典一覧

資料6 用語集